

令和 7 年度
たつの市子育て世帯訪問支援事業
受託事業者募集要項

たつの市福祉部児童福祉課

1 目的

たつの市子育て世帯訪問支援事業実施要綱（以下、「実施要綱」という。）に基づき、訪問支援業務を委託する事業者を募集するもの。

2 委託業務の内容等

（１） 業務名称

たつの市子育て世帯訪問支援事業業務委託

（２） 業務内容

別紙「たつの市子育て世帯訪問支援事業仕様書（以下、「仕様書」という。）」のとおり

（３） 委託期間

契約日から令和８年３月３１日まで

（４） 委託料

委託料については、実施要綱第１２条別表に定める事業費単価とする。なお、１回の委託料は１時間単位とし、合計１日２時間以内、月２０時間を上限とする。

※予めサポートプランで指定した内容（時間・回数）での支払いとする。

3 所管課

たつの市福祉部児童福祉課

住所 〒679-4192 兵庫県たつの市龍野町富永 1005 番地 1

電話 0791-64-3220

Fax 0791-63-0863

E-mail jidofukushi@city.tatsuno.lg.jp

4 応募資格

実施要綱及び仕様書に基づき業務の履行が可能な事業者で、次の条件をすべて満たすものとする。

（１） 次のア～ウのいずれかの要件を満たす事業者とする。

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者（訪問系）

イ 介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者

ウ 上記事業所と同等の援助が提供できる事業者

（２） 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に規定する更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に規定する再生手続開始の申立てがされていない者又はこれらの申立てがなされた場合であって、裁判所から更生若しくは再生計画の認可決定を受けている者

（３） たつの市暴力団の排除に関する条例（平成２４年条例第１号）第２条第１号

- に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと
- (4) 市税等の滞納がない者

5 応募手続

- (1) 申込期日
随時
- (2) 提出場所
3に記載の場所
- (3) 提出書類（各1部）
- ア たつの市子育て世帯訪問支援事業受託事業者申込書（様式第1号）
 - イ 事業者概要（様式第2号）
 - ウ 指定書通知の写し（指定障害福祉サービス事業者又は指定居宅サービス事業者の場合）
 - エ 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）（写し可）
 - オ 完納証明書（写し可）
 - （ア）市町村が発行する「市町村民税の完納証明書」
 - （イ）県税（法人県民税、法人事業税）の納税証明書
 - （ウ）国税（所得税、法人税、消費税及び地方消費税）の納税証明書（その3の2又はその3の3）
- (4) 提出方法
所管課まで直接持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明にて提出すること）

6 審査結果通知

提出書類により審査を行い、審査の可否については応募者へ通知する。

7 契約・研修

- (1) 契約書は市において作成し、事業者と委託契約を締結する。
- (2) 受託事業者（訪問支援員）は市が定める研修を受講すること。（延べ4時間程度）

8 利用の決定

利用にあたっては、支援対象者が当該事業受託事業者の中から選択し、市長が利用の決定を行う。

なお、当該事業は複数の事業者と随時委託契約を締結するものとする。

9 受託事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、受託事業者としての決定を取り消す。

- (1) 応募資格を満たさなくなった場合、若しくは満たさないことが判明した場合
- (2) 著しく社会的信用を損なうなど受託事業者としてふさわしくないと市長が判断した場合

10 その他

- (1) 提出書類は審査結果に関わらず返却しないこととし、契約終了後10年間保存満了後、本市の責任において処分するものとする。なお、提出書類は本業務以外に使用しない。
- (2) 提出書類の作成等、応募に要する費用はすべて応募者の負担とする。
- (3) 委託期間は、契約締結日から令和8年3月31日までとする。以降、1年毎に本市において契約書を作成し、契約を更新する。受託事業者が次年度の契約を更新しない場合は、年度開始30日前までに書面（様式任意）をもってその旨を申し出ること。